

平成 29 年 6 月

源泉所得税の納付期限のお知らせ

松本市島立 1095-1
デザインセンタービル 2 階
TEL 0263-88-2514
FAX 0263-88-2516
上原会計事務所

6 ヶ月まとめて源泉所得税の納付をしているお客様へお知らせです。

1 月から 6 月分の源泉所得税の納付期限は、**7 月 10 日(月)**になります。

今から集計作業の準備と、納税資金の準備をお願いいたします。

なお、納付についてお分かりにならないお客様は、お早めにご連絡ください。
(納付書の作成、集計作業は当社でも代行を請け負っております)

*源泉所得税納付とは、お給料から天引きしている所得税や、当社や司法書士などへの支払時に天引きしている所得税を納付する作業です。

以上

平成 29 年 6 月

所得税の予定納税のおしらせ

松本市島立 1095-1
デザインセンタービル 2 階
TEL 0263-88-2514
FAX 0263-88-2516
上原会計事務所

《所得税予定納税の準備をお願いいたします！》

予定納税とは、H29 年度の所得税を**一部前払いで納付**する制度です。

H29 年度の予定納税基準額が 15 万円を超える方が対象となります。
(予定納税基準額は H28 年度の確定申告をもとに、一時的な収入などを除いて計算されるものです)

対象者には、H29. 6 月中旬頃に**税務署より予定納税の通知書**が送られてきます。

届きましたら**納期限までに納付をお忘れなく**お願い致します。

納付額：**通知された金額**

納期限：**第 1 期(H29.7.1(土)～7.31(月)まで) 第 2 期(H29.11.1(水)～11.30(木)まで)**

(振替納税を利用している方は、H29. 7. 31 (月) に指定の**金融機関口座から自動的に納付**されますので、前日までに口座の残高をご確認ください)

なお、H29 年度確定申告の結果、予定納税額 > 実際納税額になってしまった場合には、還付申告書を提出することで、還付が受けられます。

また、**予定納税額の減額申請**が出来る場合があります。

【予定納税の減額申請】

廃業や業況不振、災害などにより、所得の金額に、大幅な変動があるときには、予定納税額の減額の申請が可能な場合があります。

上記のような要因によって、

H29.6.30(金)時点で、税務署から通知される予定納税基準額 > H29 年度の見積りの納税額 となる場合、**H29.7.18(火)までに**所轄税務署に『**予定納税額の減額申請書**』を提出し、**承認されれば**予定納税額が減額されます。

なお、**第 2 期だけの減額の場合**は、見積もり時点は**H29.10.31(火)** 提出期限は**H29.11.15(水)まで**となります。